下水道供用開始区域のごあんない　普及率は79％に

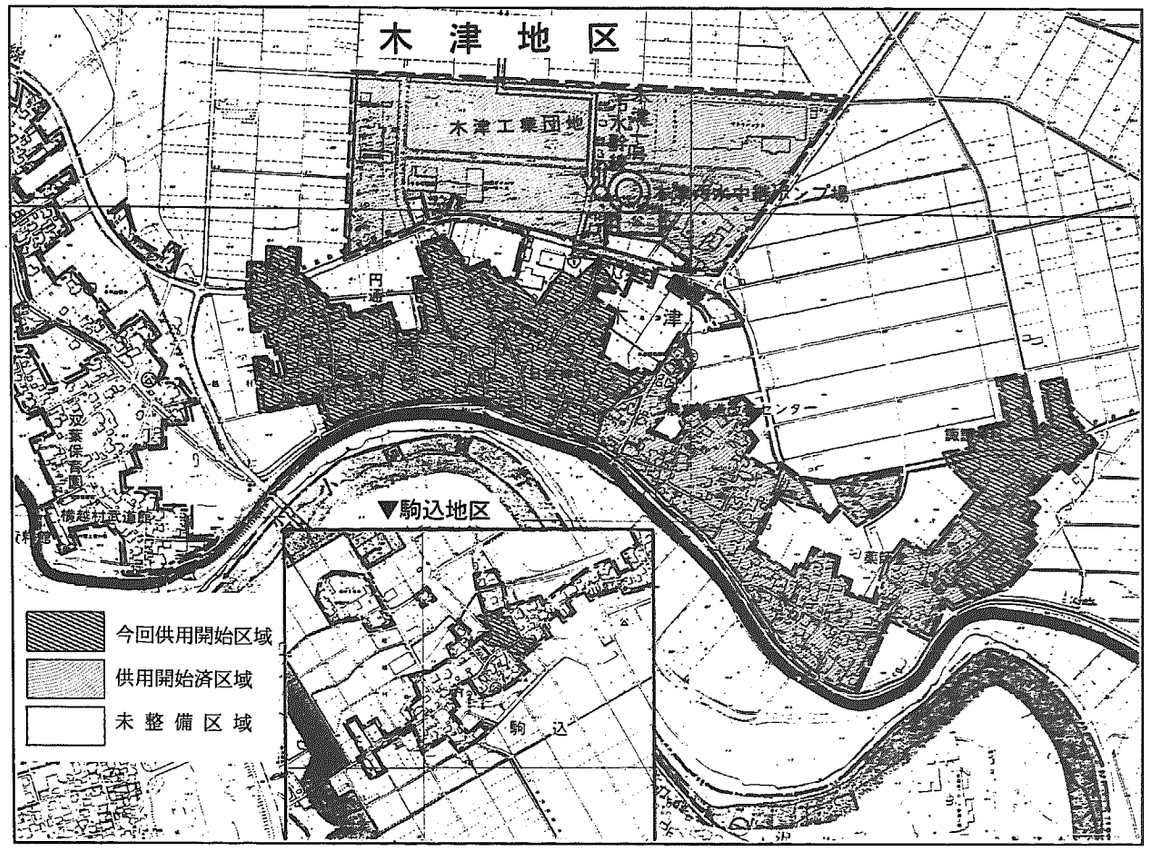

三年以内に水洗トイレに改造を

木津上・中地区及び木津下地区の一部と駒込地区の一部約十五㌶の下水道工事が皆様のご協力により完了し、四月から同地区の供用を開始しました。これによりすでに供用開始済の横越地区、二本木地区の市街化区域及び沢海地区そして木津上・中地区のほぼ全域と木津下地区・駒込地区の一部で下水道がご利用になれます。今回の供用開始により平成七年度末の下水道普及率は七十九％になりました。

下水道工事が終了すると下水道を使用できる日と処理区域が公示され、トイレの水洗化と家庭雑排水を直接下水道に流すことができます。

また、排水設備の新設、増設、改築等の工事は、村の指定した工事店以外では出来ませんので、ご注意下さい。

村では、皆様より早期に接続していただくため、一定の条件で排水設備工事に必要な資金の融資の斡旋とその利子を補給する制度を設けています。

▼融資あっせん額
工事一件につき六十万円以内

▼融資利率
金融機関との協定利率（現在利率三・二五％）

▼融資時期
工事検査合格後

▼償還方法
最高三十六ヶ月の元利均等月賦償還

▼利子補給
水洗化の時期により異なります。処理区域の公示日から
①一年以内の場合　全額を補給
②二年以内の場合　半額を補給
③三年以内の場合　補給はなし
（融資の斡旋はします）

▼横越村排水設備等
指定工事店一覧

・㈱伊藤工業　京ケ瀬村
☎0250－67－2626
・㈲エスエス工業　横越村
☎385－4425
・小木工業㈱　亀田町
☎382－3171
・風間建設工業㈱　亀田町
☎381－4962
・㈲カンダ設備　横越村
☎385－2369
・㈲サトウエンジニア横越村
☎385－3298
・㈲佐藤工業所　亀田町
☎381－3507
・㈲サンエツ工業　亀田町
☎382－3146
・㈲新設工業所　亀田町
☎381－4633
・山田水道工事店　横越村
☎381－4614

※ご不明な点、詳しいことは役場・建設企業課まで。

異動の際は忘れずに
～国民健康保険～

卒業、入学、就職と異動の多い季節になりました。

この春、卒業、入学、そして新しく社会人になる方は、期待に胸をふくらませ、新しい環境に向けて準備を進めておられることでしょう。

そこで忘れてはならないのが、保険証の確認です。

別表のような異動が生じたときは、14日以内に役場住民課で手続きをしてください。

◇国民健康保険について不明な点等がありましたら住民課国民健康保険係（☎三八五－二一一一内線一二二）へ問い合わせてください。

届け出は14日以内にお願いします。

◇別表：届け出が必要な事項

	こんなときには届出を	持参するもの
国保に入るとき	他市町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印かん、健保の離脱証明書
	生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	他市町村へ転出したとき	印かん、保険証
	他の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
	生活保護をうけるとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印かん、保険証、死亡を説明するもの
その他のとき	退職者医療制度に該当したとき	印かん、保険証、年金証書、
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
	保険証をなくしたとき、よごれて使えなくなったとき	印かん、使えなくなった保険証、身分を証明するもの
	修学のため子どもが他市区町村に住むとき	印かん、保険証、在学証明書
	修学を終えたとき	印かん、保険証、㊟保険証
	出かせぎなどで別個の保険証がほしいとき	印かん、保険証

四月一日より「付添看護」が禁止

健康保険法改正により、付添看護療養費制度が廃止されることになり、平成八年四月一日から患者負担による「付添看護」を行うことが禁止されます。

これからは、病院・診療所が看護婦など必要なスタッフを揃え、専門的な看護・介護サービスを行い、責任をもってお世話をしますので、付添をつける必要はありません。保険診療をしている病院・診療所では全額自費でも付添看護を行うことは禁止されます。ただし、患者さんが不安な場合などは、医師の許可を得て家族が付添うことができます。

詳しくは県庁福祉保健部医薬国保課（☎二八五－五五一一内線二五五一）へ問い合わせてください。

医療機関で受診する時には必ず保険証を持参しましょう